

令和8年度 労働者派遣法に基づくマージン率等事業所ごとの情報提供の公開

平成24年10月1日の労働者派遣改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。
マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。
このマージン率は、Aの計算式で算出されます。

$$A \text{ マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下第一位未満の単数があるときは、これを四捨五入する)

1、労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者の数	派遣先事業所数	派遣料金 (1日8時間あたりの平均)	派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率
109名	23	13,875円	9,079円	34.5%

2、派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先 (担当者名:大原 TEL:0242-37-1127)
②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。
●安全衛生、5S教育、キャリアアップに資する教育訓練など

3、福祉厚生に関する事項

- 各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)
○定期健康診断受診
○年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度
○通勤手当支給
○結婚祝い金、出産祝い金支給

4、労使協定締結の有無

- 労使協定締結して いる ・ いない)
○労使協定を締結している場合は、
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (労使協定書内で定める全ての業務に従事する者)
・労使協定の有効期間の終期 (令和8年3月31日)